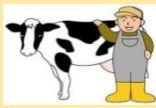


6次産業化の取り組み

6次産業化のイメージ
(1次×2次×3次=6次)

(1次)
生産

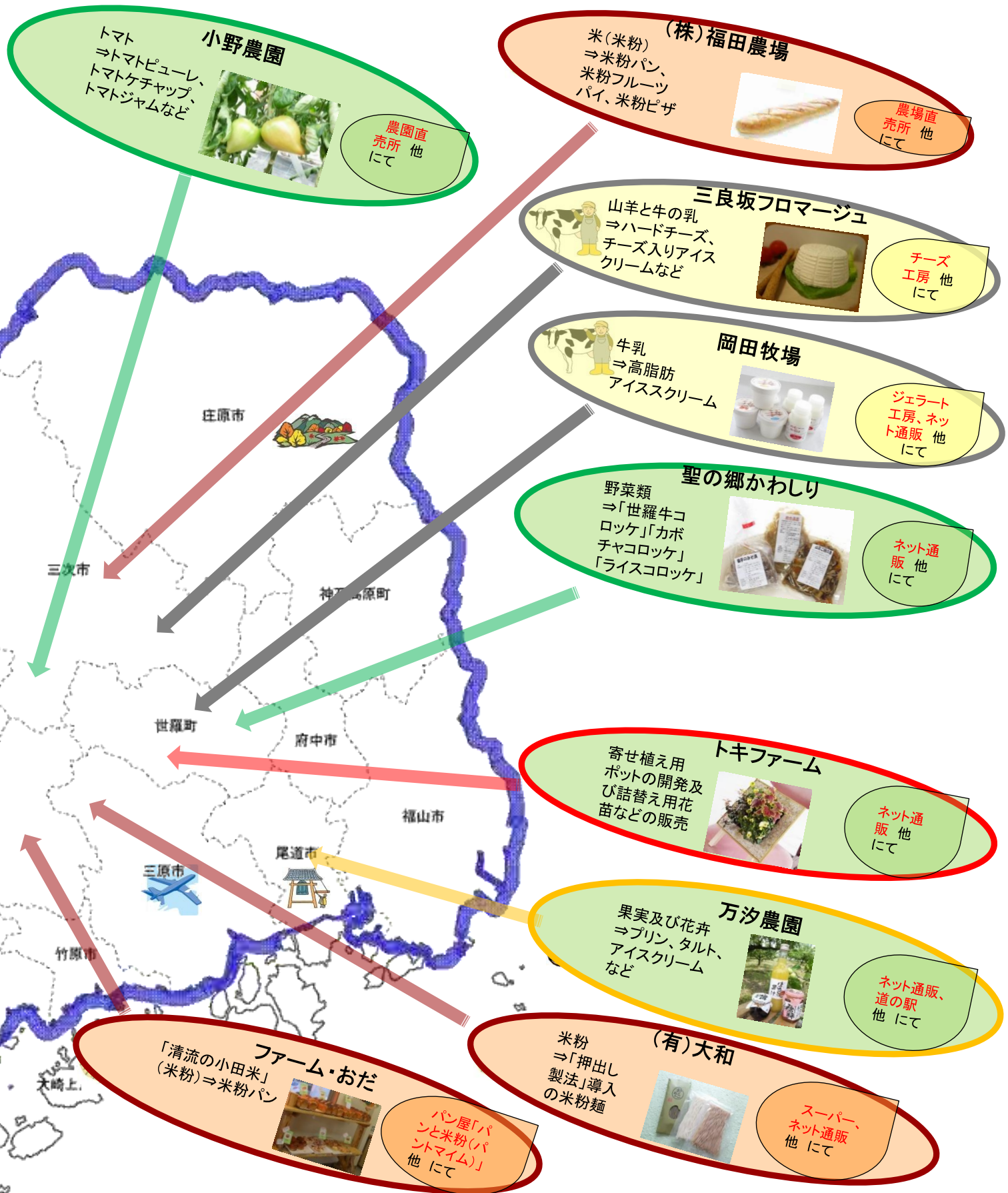


(2次)
加工



(3次)
流通(販売)





「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)」が平成23年3月1日に施行され、同法に基づく「総合化事業計画」等の認定に係る申請受付を各地域センターで行っています。



ここに紹介したのは、平成24年7月1日現在広島県内の認定事業者です。

農村、漁村へでかけよう



北広島町 花田植



県下各地に観光農園



福山市 観光鯛網

県内の農林水産物直売所は広島県ホームページ「地産地消マップ」や、「ひろしま地産地消推進協議会」ホームページで紹介されています。

地産地消マップ

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tisantisyokuyougikai>

ひろしま地産地消推進協議会

<http://www.ja-hiroshima.or.jp/association/index.html>

中国四国農政局 広島地域センター
〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館
TEL 082-228-5840 (代表)

中国四国農政局 福山地域センター
〒720-0017
福山市千田町2丁目5-30
TEL 084-955-1951 (代表)

このパンフレットは中国四国農政局ホームページからダウンロードできます。
http://www.maff.go.jp/chushi/info/toukei/24_panfu.html

「写真提供：広島県」 平成24年10月発刊